

車体の形状	構造要件	留意事項
冷蔵冷凍車	<p>輸送する食料品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部を低温に保って専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料品等を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 2 1の物品積載設備には、外気温に関わらず食料品等を冷蔵又は冷凍できる冷蔵冷凍装置を有すること。 3 物品積載設備内の水が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。 4 冷蔵冷凍装置は、自動車に備えた動力源により作動させることができるか、又は自動車に備えた冷媒液等により作動させることができるものであること。 5 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。なお、乗員の乗降のための扉は、この場合の積卸口には該当しないものとする。 	・冷媒液等の重量は、車両重量に含めるものとする。